

公 告

関税法第61条の4において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、
下記のとおり、保税工場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告
する。

記

1 更新を認められた者の住所及び氏名又は名称

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

東邦チタニウム株式会社

(法人番号 : 7021001007190)

2 保税工場の名称及び所在地

東邦チタニウム株式会社 若松工場

福岡県北九州市若松区響町一丁目62番1号

3 更新した期間

自 令和6年4月1日

至 令和12年3月31日

令和6年3月19日

門司税関長 末永 広